

DV被害への対応



① 早期発見

●普及啓発

DVを防止するには、一人ひとりのDVに対する理解を深める必要があるため、日頃から、地域の人たちに対してDVの普及啓発を行うことが望まれます。

●情報収集

DVは、家庭の中で行われることが多いため、周囲から発見されにくい状況にあります。このため、被害者が相談しやすい状況を作るため、普段から地域住民とコミュニケーションを図って情報を収集しておくことが大切です。

●通報等

配偶者から身体的暴力を受けている人を発見した者（民生委員・児童委員等の福祉関係者を含む）は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることとなっています。

【DV防止法第6条第1項】

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、被害者の意思を尊重のうえ、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報できることとなっています。【DV防止法第6条第2項】

*DV防止法における第三者からの通報は、**身体的暴力に限られますが**、夫婦のプライバシーの保護に配慮し、**被害者の意思を尊重**してください。

*通報した方の秘密は堅く守られます。通報は、守秘義務違反とはなりません。

*被害者の身に危険が迫っているなど緊急を要する場合は、被害者の同意の有無にかかわらず警察等に通報してください。

子どもへの暴力

DVにからむストレスのはげぐちとして、子どもに暴力が及ぶ場合もあります。

子どもが虐待されている場合やその疑いがある場合は、「児童虐待の防止等に関する法律」により、市町や児童相談所に通告する必要があります。